

支配株主に係る開示の充実に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて

当取引所では、今般の規則改正において、従来の「親会社等の異動」の開示に代えて、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」の開示を新たに義務付けることといたしました。これは、従来は親会社の異動又はその他の関係会社の異動があった場合に開示を義務付けていたものを、支配株主の異動があった場合にも開示を要することとしたものです。

また、従来の「親会社等に関する事項」の開示に代えて、「支配株主等に関する事項」の開示を義務付けることとしました。これは、従来は親会社又はその他の関係会社を有する上場会社に対して事業年度経過後3か月以内に「親会社等に関する事項」の開示を義務付けていたものを、開示すべき上場会社の範囲を支配株主を有する上場会社にも広げるとともに、開示事項についても見直しを行うこととしたものです（平成21年11月9日施行）。

上場会社各位におかれましては、本規則改正の内容及び本留意事項等を十分にご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

・親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

本取扱いは、平成21年11月9日以降に発生する「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」が対象となります。

・支配株主等に関する事項の開示

本取扱いは、平成21年11月9日以後に事業年度の末日が到来する上場会社の開示から適用します。平成21年11月9日より前に事業年度の末日が到来する上場会社については、従来どおり「親会社等に関する事項の開示」を行うことが求められます。

【支配株主の定義について】

- 「支配株主」とは、次の のいずれかに該当する者をいいます。

親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）
主要株主（金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）で、
当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者が所有している
議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（ を除く。）（以下
「支配株主（親会社を除く。）」という。）
当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
当該主要株主及び が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、
指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）
をいう。）及び当該会社等の子会社

【適時開示等規則第2条第2号g】

- 「支配株主等」とは、上記 、 、 、 又は その他の関係会社（財務諸表等規則第8条第
17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）のいずれかに該当する者をいいます。

《参考》主要株主の近親者が議決権を所有している場合において、「 支配株主（親会社を除く。）」
の認定にあたり注意を要する例

- ・ 上場会社の主要株主（個人）が議決権の45%を、また、当該主要株主の弟が同6%を
それぞれ自己の計算において保有している場合。
当該主要株主が「 支配株主（親会社を除く。）」に該当します。
- ・ 上場会社の主要株主（個人）が議決権の40%を、また、当該主要株主の弟が同11%
をそれぞれ自己の計算において保有している場合。
当該主要株主及びその弟の双方が、それぞれ「 支配株主（親会社を除く。）」に
該当します。

【支配株主を有する上場会社の適時開示上の留意事項】

- ・ 適時開示の対象である決定事実（ ）の内容が、親会社又は支配株主（親会社を除く。）との
取引（上記【支配株主の定義について】の との取引を含む。）に関するものであるときに
は、当該適時開示において、以下の事項を開示するようにしてください。
当該取引が親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等である旨
当該取引に関し、コーポレート・ガバナンス報告書において開示した「支配株主との取引等
を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」との適合状況
（ ）支配株主を割当先とする第三者割当、支配株主等への固定資産の譲渡等

以上

親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

（１）適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

「親会社」、「支配株主（親会社を除く。）」、「その他の関係会社」の定義については、別添 3 - 5 (p.2)【支配株主の定義について】をご参照ください。

- ・ 「親会社の異動」とは、以下に掲げる場合をいうものとします。
 - 「親会社」でなかった者が新たに「親会社」になる場合
 - 「親会社」が「親会社」でなくなる場合
- ・ 「支配株主（親会社を除く。）の異動」とは、以下に掲げる場合をいうものとします。
 - 「支配株主（親会社を除く。）」でなかった者が新たに「支配株主（親会社を除く。）」になる場合
 - 「支配株主（親会社を除く。）」が「支配株主（親会社を除く。）」でなくなる場合
- ・ 「その他の関係会社の異動」とは、以下に掲げる場合をいうものとします。
 - 「その他の関係会社」でなかった者が新たに「その他の関係会社」になる場合
 - 「その他の関係会社」が「その他の関係会社」でなくなる場合

【適時開示等規則第 2 条第 2 号 g】

内部者取引規制上の重要事実とは範囲が異なる場合がありますので、十分にご留意ください。

（注）「親会社」又は「支配株主（親会社を除く。）」が「その他の関係会社」になるケース及び「その他の関係会社」が「親会社」又は「支配株主（親会社を除く。）」になるケースも開示の対象となります。また、「親会社」が「支配株主（親会社を除く。）」になるケース及び「支配株主（親会社を除く。）」が「親会社」になるケースも開示の対象となりますので、ご注意ください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第 1 6 条第 1 項】

（２）開示事項

開示資料の作成にあたっては、所定の開示様式例をご参照のうえ、以下に掲げる開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、当該事実の内容を一般の投資者が適切に理解・判断するために有益な事項も記載することが求められます。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。

- a．異動について上場会社を知るに至った経緯（異動の理由についても上場会社が認識し得る範囲で最大限記載するようにしてください。）
- b．親会社（支配株主（親会社を除く。））の異動の場合にあつては「支配株主（親会社を

除く。)」、その他の関係会社の異動の場合にあっては「その他の関係会社」) の概要

- 法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、資本の額及び事業の内容
- 個人の場合：氏名、住所（市町村（政令指定都市においては区）まで）
- c . 異動の前後における当該親会社（支配株主（親会社を除く。 ）の異動の場合にあっては「支配株主（親会社を除く。 ）」、その他の関係会社の異動の場合にあっては「その他の関係会社」) の所有に係る議決権の数及びその議決権の総数に対する割合
 - 親会社の異動の場合又はその他の関係会社の異動の場合は、直接所有分、間接所有分、これらの合計をそれぞれ記載してください。
 - 支配株主（親会社を除く。 ）の異動の場合は、当該支配株主の所有している議決権、次に掲げる者の所有している議決権、これらの合計をそれぞれ記載してください。
- (イ) 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう）
- (ロ) 当該主要株主及び（イ）が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。 ）をいう。 ）及び当該会社等の子会社
- d . 異動の年月日
- e . 今後の見通し
- f . （親会社の異動の場合又はその他の関係会社の異動の場合）「開示対象となる非上場の親会社等」の変更の有無等

（ 3 ）開示上の注意事項

- a . 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。 ）の異動又はその他の関係会社の異動については、名義書換の有無にかかわらず、自らによる新株式発行を決定したこと（第三者割当増資、合併等）、大量保有報告書の写しの送付を受けたこと、親会社、支配株主（親会社を除く。 ）又はその他の関係会社（新たにこれらに該当することとなる者を含む。 ）からの連絡を受けたことなどにより、異動が確実と見込まれた時点又は異動を確認した時点で開示するようにしてください。
- b . 「非上場の親会社等」（非上場の親会社又は非上場のその他の関係会社をいう。以下同じ。 ）が変更となる場合には、「非上場の親会社等の変更通知書」をご提出ください。詳細は、別添 5 「名証への提出書類」をご参照ください。
- c . 「開示対象となる非上場の親会社等」が変更される場合には（見込みを含む。 ）、その旨を含めて開示するようにしてください。
- d . 「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。 ）の異動又はその他の関係会社の異動」に併せて他の開示項目（例えば、「主要株主の異動又は主要株主である筆頭株主の異動」）に該当する場合があります。

詳細は、当該開示項目に係る適時開示実務上の取扱いをご参照ください。

支配株主等に関する事項の開示

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、支配株主等に関する事項を開示することが義務付けられています。

「親会社」、「支配株主（親会社を除く。）」、「その他の関係会社」の定義については、別添3 - 5 (p.2)【支配株主の定義について】をご参照ください。

- () 支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいいます。
- (1) 親会社又はその他の関係会社を有する場合は、親会社又はその他の関係会社の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合及び当該親会社又はその他の関係会社が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称
 - (2) 親会社又はその他の関係会社が複数ある場合は、親会社又はその他の関係会社のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社等）の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）
 - (3) 親会社又はその他の関係会社（親会社又はその他の関係会社が複数あるときは、その中で上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。）が適時開示等規則第6条第2項の適用を受ける場合（当該会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。）には、同項の適用を名証に認められた理由
 - (4) 親会社又はその他の関係会社の企業グループが存在する場合は、親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける位置付けその他の親会社又はその他の関係会社との関係
 - (5) 支配株主等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、支配株主等との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）
支配株主等とは、別添3 - 5 (p.2)【支配株主の定義について】の ~ をいいます。
 - (6) 親会社又は支配株主（親会社を除く。）を有する場合は、有価証券上場規程の取扱い110の4に規定する支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針（適時開示等規則第19条第1項の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

【適時開示等規則第11条、同取扱い7】

内部者取引規制上の重要事実とは範囲が異なる場合がありますので、十分にご留意ください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(2) 開示事項

親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の状況及び上場会社との関係等について以下の事項を記載してください。

a. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号、名称又は氏名、上場会社の議決権に対する支配株主の所有割合、親会社又はその他の関係会社が発行する株券が上場されている金融商品取引所等（外国の金融商品取引所及び組織された店頭市場を含む。）の商号又は名称を記載してください。

【開示例1】

（平成 年 月 日現在）

商号、名称 又は氏名	属性 (1)	議決権所有割合(%)			発行する株券等が 上場されている 金融商品取引所等(4、5)
		直接所有分 (2)	合算対象分 (3)	計	
株式会社	親会社	31.00	20.00	51.00	株式会社 証券取引所 市場第一部 証券取引所(米国)
株式会社	その他の 関係会社	25.00	0.00	25.00	なし

【開示例2】

（平成 年 月 日現在）

商号、名称 又は氏名	属性 (1)	議決権所有割合(%)			発行する株券等が 上場されている 金融商品取引所等(4、5)
		直接所有分 (2)	合算対象分 (3)	計	
甲野 一郎	支配株主 (親会社 を除く。)	35.50	25.50	61.00	
丙山 丁子	支配株主 (親会社 を除く。)	15.00	40.50	55.50	

- (1) 「親会社」「その他の関係会社」「支配株主（親会社を除く。）」の別を記載してください。
- (2) 「親会社」「その他の関係会社」「支配株主（親会社を除く。）」が直接所有する議決権割合を記載してください。
- (3) 「親会社」「その他の関係会社」については間接所有分の議決権割合を、「支配株主（親会社を除く。）」については、支配株主への該当性を判断するに際し、合算対象となる者（別添3 - 5 (p.2)【支配株主の定義について】の)の所有する議決権割合を記載してください。
- (4) 複数ある場合はすべて記載してください。
- (5) 該当がない場合は、“ - ”を記載してください。

b. 親会社又はその他の関係会社が複数ある場合、当該親会社又はその他の関係会社のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理

由

親会社又はその他の関係会社が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由を記載してください。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等である理由を記載してください。

親会社又はその他の関係会社が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。

親会社又はその他の関係会社が存在しない場合（支配株主（親会社を除く。）のみの場合）は、この項目を設ける必要はありません。

- c . 非上場の親会社又はその他の関係会社がある場合で、当該非上場の親会社又はその他の関係会社に関する会社情報の適時開示が免除されている場合、その免除の理由

親会社又はその他の関係会社（ 1 ）が、上場株券等（ 2 ）の発行者でない場合で、当該親会社又はその他の関係会社について、非上場の親会社又はその他の関係会社に係る会社情報の適時開示が免除されているとき（適時開示等規則第 6 条第 2 項の適用を受ける場合）は、当該免除を求めるにあたり名証に提示した理由を記載してください。

- （ 1 ） 親会社又はその他の関係会社が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある場合（影響が同等である場合。）は、上場会社が選択したいずれか 1 社。
- （ 2 ） 国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者及び外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）

該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。

親会社又はその他の関係会社が存在しない場合（支配株主（親会社を除く。）のみの場合）は、この項目を設ける必要はありません。

- d . 親会社又はその他の関係会社の企業グループが存在する場合、当該親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社又はその他の関係会社との関係

親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社又はその他の関係会社からの独立性の確保の状況等について、以下の事項を記載してください。

- （ a ） 親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社又はその他の関係会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から記載してください。特に、親会社又はその他の関係会社、そのグループ企業との間で、役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合（ ）、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について賃貸借関係等がある場合などにあつては、これらの状況（数、金額、構成比等を用いて具体的に）及びそのような形態を採っている理由を記載することが望まれます。

親会社又はその他の関係会社、そのグループ企業の役員又は従業員が、上場会社の役員を兼務している場合及び親会社等又はそのグループ企業から出向者の受入れがある場合には、その内容（人数、役職（出向者の場合は部署名）、親会社等又はそのグループ企業名等）及び理由について記載することが望まれます。

- (b) (a)の記載を踏まえ、親会社又はその他の関係会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、そのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響等についても記載してください。
- (c) 上場会社は、親会社又はその他の関係会社の企業グループとしての経営方針や親会社又はその他の関係会社による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となりますが、(b)に記載した親会社又はその他の関係会社の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社又はその他の関係会社、そのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社又はその他の関係会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載してください。
- (d) (a)～(c)を踏まえて、親会社又はその他の関係会社からの一定の独立性の確保の状況について、理由を含めて記載してください。

なお、親会社又はその他の関係会社が複数ある場合は、各社ごとに記載していただいても構いませんし、まとめて記載していただいても構いません。

親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社又はその他の関係会社からの独立性の確保の状況等については、親会社又はその他の関係会社の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連付けて記載することが望まれます。

e. 支配株主等（ ）との取引に関する事項

「関連当事者との取引」に関する注記（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表等規則第15条の4）のうち、支配株主等との取引に関する事項を記載してください。

ただし、決算短信において、財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りません。

（ ）支配株主等とは、別添3-5(p.2)【支配株主の定義について】の～をいいます。

f. 親会社又は支配株主（親会社を除く。）を有する場合において当該親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

コーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」という。）の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定める方策の履行状況について記載してください。

なお、当初、親会社又は支配株主（親会社を除く。）を有していないため、コーポレート・ガバナンス報告書に上記指針を記載していなかった場合であって、その後、親会

社又は支配株主（親会社を除く。）を有することとなったときは、遅滞なく、上記指針を記載・変更のうえ、同報告書を提出するようにしてください。

【適時開示等規則第19条第1項】

（3）開示上の注意事項

- a . 原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、支配株主又はその他の関係会社の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。
- b . 非上場の親会社又はその他の関係会社を有している上場会社に限らず、親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社を有しているすべての上場会社が開示義務の対象となります。

また、親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社が複数ある場合には、すべての親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社についての記載が必要になります。

【親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等についての開示例】

親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社又はその他の関係会社からの独立性の確保の状況等については、親会社又はその他の関係会社の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連付けて記載することが望まれます。参考までに開示例の骨子を掲げると以下のとおりです。

なお、親会社又はその他の関係会社の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社又はその他の関係会社からの独立性の確保の状況等は、それぞれ上場会社によって異なると考えられますので、参考例1～参考例3の骨子を合わせた記載のほか、開示例に限らず広範、かつ、具体的にご記載いただくようお願いします。

	参考例 1	参考例 2	参考例 3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係	(株) は当社議決権の %を所有する親会社です。当社は親会社の企業グループの中で 事業分野に属し × × 事業を担う唯一の企業であります。当社は親会社の企業グループから 製品の部品である の生産を受託しており、 の親会社の企業グループに対する売上比率は約 % となっております。	当社及び親会社の企業グループは、 に関するサービスを提供しております。このうち当社は に関する事業を行っており、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、 の点で事業領域が異なっております。当社は 事業を推進するに当たり、親会社の企業グループとの一定の協力関係を保つ必要があると認識しております。そこで、当社には親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換等を目的として、親会社との兼任取締役 × 名が就任しております。また、当社の 部門の を目的として親会社の企業グループから 名を出向者として受け入れております。	当社は親会社である(株) の 事業部門を分離独立して設立されたことから、に関する基本的な技術は親会社が有しており、親会社と技術に関するライセンス契約を締結しています。また、当該ライセンス契約に基づき売上高の × %をロイヤリティーとして親会社に支払っているほか、当社の支店 店のうち 店の親会社からの賃借や...などの取引関係があります。その概要は以下のとおりです。(最近事業年度の取引内容や、金額、比率などを表形式などにより記載(「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合にはその旨))
親会社又はその他の関係会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社又はその他の関係会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響など	(株) は当社の議決権の %を所有しておりますが、事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はありません。親会社の企業グループは当社の大口、かつ、安定した取引先ですが、親会社の企業グループに対する売上比率が約 %と高いため、当社の業績は親会社の企業グループにおける 製品の販売動向に大きく依存する状況にあります。	当社は、...といった効率的な事業運営や...などの顧客満足度の向上を目的として、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。このような中、当社の取締役 名のうち社外取締役である × 名は親会社の取締役を兼任していることから、親会社の に関する方針などが当社の経営方針の決定などについて、影響を及ぼし得る状況にあります。また、現状 部門の従業員 名のうち 名は親会社の企業グループからの出向者であり、当	親会社とのライセンス契約に基づく 技術を用いた当社製品の売上高は 百万円、総売上高の %となっており、本ライセンス契約が更新されない場合には当社の業績に影響を及ぼします。また、親会社の 事業部門を分離独立して設立されたことから、親会社からの支店の賃借や...などの取引関係を有しており、当社の事業基盤の一部について親会社に依存している状況にあります。なお、親会社とのライセンス契約は契約当事者からの申

	参考例 1	参考例 2	参考例 3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
		社の は当該出向者に相当程度依存している状況にあります。	し出がない限り2年毎に自動更新されることとなっており、現在当該契約が更新されない事象を認識していません。
親会社又はその他関係会社の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社又はその他の関係会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響などがある中における、親会社又はその他の関係会社からの一定の独立性の確保に関する考え及びそのための施策	当社の親会社の企業グループへの売上比率は高いFの、当社では独自の研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売活動を行ったうえで、親会社の企業グループへ を販売しております。親会社の企業グループとの取引条件は各企業と個別協議により決定されており、その他親会社の企業グループ外企業の取引条件と同様のものとなっております。また、当社は親会社の企業グループからの事業活動の独立性を高めるため、親会社の企業グループ外への販売経路の拡大にも努めており、親会社の企業グループに対する売上比率も漸次低下する見込みです。	当社は、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、 の点で明確な事業の棲分けがなされており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。また、当社は、親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換などを目的として、親会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち親会社の兼任取締役は×名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。今後は、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役の登用も検討しております。また、当社の部門へ親会社の企業グループから相当数の出向者を受け入れておりますが、これは を目的として当社が依頼したものであります。さらに、出向者のうち管理職などの重要な役職にある者はおりません。近年 部門の が図られてきたことから、今後は出向者の帰任やプロパー社員の採用の拡大、また、出向者の転籍などにより出向関係の解消が進むと考えております。	当社では独自の研究開発活動を行っており、親会社とのライセンス契約に基づく 技術を用いない当社製品の売上高は総売上高の %であり、当該ライセンス契約に基づく技術のみに依存している状況にはありません。また、親会社との賃借取引などは、...に関する部分であり、当社の事業方針や事業基盤の根幹に影響を与えるものではないと考えております。さらに、親会社からの支店賃借や...などの取引は、...のために現状当社にとって必要な取引であると認識しておりますが、当社独自の体制整備に伴い順次解消しております。なお、親会社との取引条件などは近隣相場や市場価格を参考に双方協議のうえ合理的に決定されております。
親会社又はその他の関係会社からの一定の独立性の確保の状況(理由を含む)	親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、また、親会社の企業グループへの価格交渉力を有するなど、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えています。	当社は親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされており、親会社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております	当社は、親会社とのライセンス契約や賃借取引など、事業基盤の一部を親会社へ依存しております。しかしながら、当社独自製品の売上構成比は %と低いものではないと認識しております。また、親会社との賃借取引などは、当社の事業基盤全体に影響を与えるものではありません。よって、親会社との取引は、当社全体としての独立性を妨げるほどのものではないと考えています。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ 企業での役職	就任理由
非常勤取締役	× ×	親会社 (株) 取締役技術本部長	技術ノウハウの交換等のため当社から就任を依頼

(注) 当社の取締役 名、監査役 名のうち、親会社との兼任役員は当該 1 名のみである。

(出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又は そのグループ企業名	出向者受入れ理由
部	名	親会社 (株)	部門強化のため当社から依頼
× × 部	名	親会社の子会社(株)	× × 部門強化のため当社から依頼

(注) 平成 年 月現在の当社の従業員数は 名である。

平成 年 月 日

各 位

会 社 名 株式会社
代表者名 取締役社長
(コード番号 名証第 部)
問合せ先 取締役経理部長
(TEL . - -)

[親会社 / 支配株主 (親会社を除く。) / その他の関係会社] (1)
の異動に関するお知らせ

当社の[親会社 / 支配株主 (親会社を除く。) / その他の関係会社]であった が、平成 年 月日をもって[親会社 / 支配株主 (親会社を除く。) / その他の関係会社]に該当しないこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 異動に至った経緯

2 . の概要

- (1) 名称又は氏名
- (2) 本店所在地 (2)
- (3) 代表者 (3)
- (4) 資本金 (3)
- (5) 主な事業内容 (3)
- (6) 当社との関係
- (7) 決算期 (3)
- (8) 上場取引所 (3)

3 . 異動前後における の所有する議決権の数及び所有割合

(平成 年 月 日現在)

	属性 (4)	議決権の数			議決権所有割合 (%)		
		直接所有分	合算対象分 (5)	計	直接所有分	合算対象分 (5)	計
異動前					%	%	%
異動後					%	%	%

4. 今後の見通し

(5 . 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等)

以 上

- (1) 該当するもの全てを選択して記載。
ex. 「親会社」が「その他関係会社」となる場合
「親会社及びその他関係会社の異動に関するお知らせ」
- (2) 個人の場合、住所（市町村（政令指定都市においては区）まで）を記載。
- (3) 個人の場合、記載不要。
- (4) 「親会社」、「支配株主（親会社を除く。）」、「その他の関係会社」の別を記載。
なお、いずれにも該当しない場合は“-”を記載。
- (5) 「親会社」「その他の関係会社」については間接所有分の議決権割合を、「支配株主（親会社を除く。）」については、支配株主への該当性を判断するに際し、合算対象となる者の所有する議決権所有割合を記載。

「支配株主の状況に関する通知書」のご提出のお願いについて

当取引所では、今般の規則改正において支配株主に係る開示の充実を求めることに伴い、上場会社における支配株主の状況を把握する観点から、別紙「支配株主の状況に関する通知書」により支配株主の状況をご報告いただくことといたしました。

つきましては、平成21年12月30日(水)までに別紙「支配株主の状況に関する通知書」を当取引所へご提出いただきますようお願い申し上げます。

【提出上の留意事項】

- ・ 支配株主が存在しない場合においても、すべての上場会社について、本通知書の提出が必要となります。
- ・ 原則として直近の事業年度末日現在の支配株主の状況を記載してください(事業年度末日以降の支配株主の状況を把握している場合には最新の状況を記載してください。)
- ・ F A X 又は郵送にてご提出ください(当取引所窓口にご提出いただくことも可能です。)

支配株主の定義については、別添3 - 5 (p.2)をご参照ください。

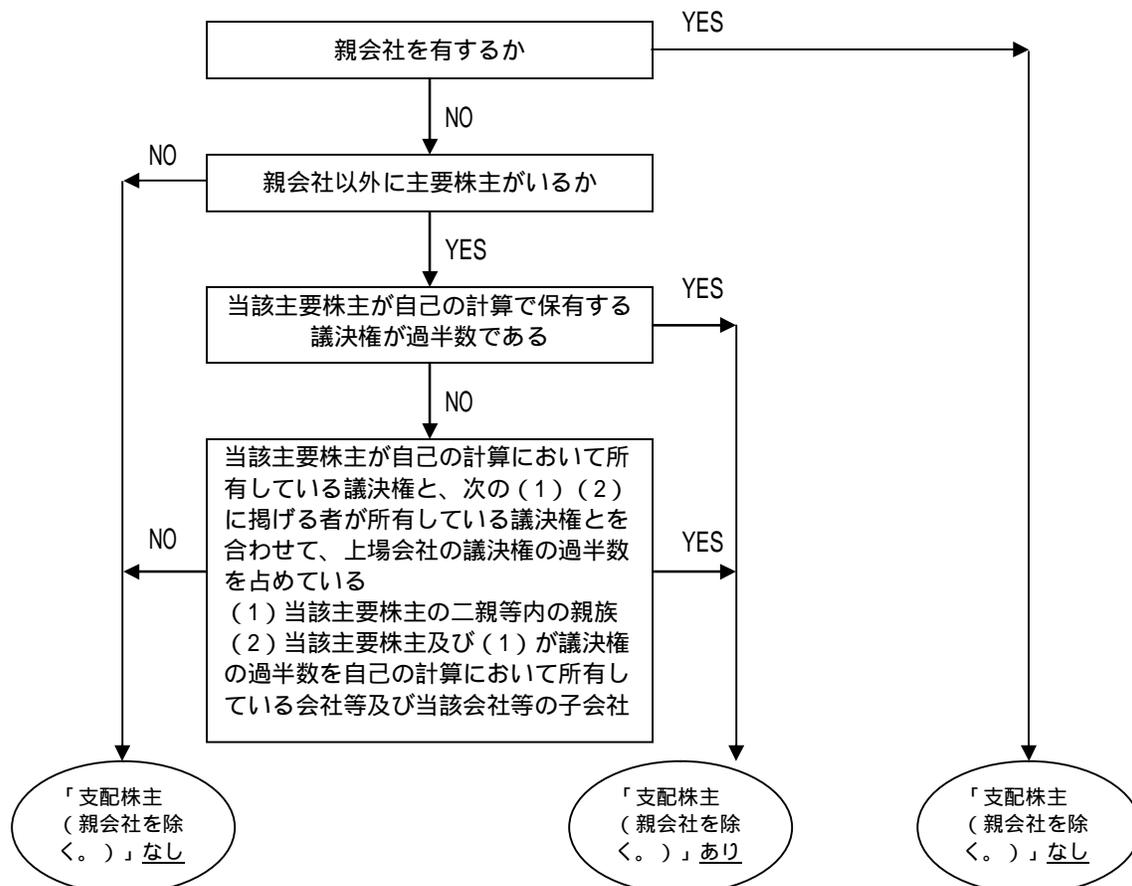
支配株主の判定にあたっては、次頁を参考にしてください。

以上

参 考

「支配株主（親会社を除く。）」の有無及び通知書への記載内容については、以下の図を参考にご確認ください。

（注）図中、主要株主とは、金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。



・通知書の『1. 支配株主（親会社を除く。）の有無』欄の“無”に印を付してご提出ください（1）。
・コーポレート・ガバナンス報告書の再提出は不要です。

・通知書の『1. 支配株主（親会社を除く。）の有無』欄の“有”に印を付し、『2. 支配株主（親会社を除く。）の名称等』に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。
・コーポレート・ガバナンス報告書に指針（2）を記載のうえ、再提出してください。

・通知書の『1. 支配株主（親会社を除く。）の有無』欄の“無”に印を付してご提出ください（1）。
・コーポレート・ガバナンス報告書に指針（2）を記載のうえ、再提出してください。

- （1）すべての主要株主が「支配株主（親会社を除く。）」に該当しない場合のみ。
（2）「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」

・支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとします（直近の株主の把握時点が直前事業年度末であれば、その時点で構いません。）。

支配株主の状況に関する通知書

提出日	平成 年 月 日
会社名(コード)	()
連絡担当者	
部署名、役職名	
氏名	
連絡先電話番号	

1. 支配株主（親会社を除く。）の有無【すべての上場会社が記入】

<p style="font-size: 1.2em;">有 ・ 無</p> <p>(該当するものを で囲んでください。)</p>
--

「有」の場合には、2. を記載して提出するとともに、別途、「コーポレート・ガバナンス報告書」を再提出するようにしてください。

「無」の場合には、2. を記載せず提出してください。

ただし、「無」を選択した場合であっても、親会社を有する場合には、別途、「コーポレート・ガバナンス報告書」を再提出するようにしてください。

2. 支配株主（親会社を除く。）の名称等【支配株主（親会社を除く。）を有する上場会社のみが記入】
(平成 年 月 日現在)

商号、名称 又は氏名 1	議決権所有割合（％）		
	直接所有分 2	合算対象分 3	計

1 「支配株主（親会社を除く。）」が複数存在する場合、適宜、行を追加したうえで、すべての「支配株主（親会社を除く。）」について記載してください。

2 「支配株主（親会社を除く。）」が直接所有する議決権割合を記載してください。

3 「支配株主（親会社を除く。）」については、支配株主への該当性を判断するに際し、合算対象となる者（別添3 - 5 (p.2)【支配株主の定義について】の)の所有する議決権割合を記載してください。

【提出期限】平成21年12月30日まで

【FAX送付先】052-264-4702

【郵送先】〒460-0008 名古屋市中区栄3-8-20

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ上場管理担当宛て